

[Original Paper]

## **A study on recognition of nursing students for the change of the title from female nurse to nurse**

Tomoyo Ohno

Aino Gakuin College

### **Abstract**

Since March 2002 the title of nurses has been changed from “female nurse” (Kangofu) to “nurse” (Kangoshi). The ending of the word “-fu” implies “female” which could have given an impression that female nurses were inferior to male occupations such as medical doctors. Now, the purpose of the change seems to aim at the gender equality of occupation and at the elevation of the social status of nurses. Questions on the change of the title were asked to be answered by the 66 nursing students (five were male) of Aino Gakuin College. Majority of the students gave affirmative responses toward the change but they were not quite optimistic as to the gender equality and the content of works by nurses.

**Key words** : female nurses, nurses, gender discrimination

〔原 著〕

# 「看護婦」から「看護師」への名称変更に関する 看護学生の認識に関する検討

大 野 知 代\*

【要 旨】 平成 14 年 3 月から実施された「看護婦」から「看護師」への名称変更が在学中の看護学生にどのような印象を与えたかをアンケート調査した。その結果、社会的評価という面において大部分の学生は肯定的な反応を示したが、反面、学生は単なる名称変更では実質的地位向上、仕事の内容の変化は期待できないという印象ももっていた。名称変更が定着し、看護者の地位向上に至るまでには時間が必要であろう。

キーワード：看護婦，看護師，職業的性差

## I. はじめに

平成 14 年 3 月 1 日から看護職の名称が「看護婦」から「看護師」に変更、実施された。過去数年来、日本看護協会の主導により、昭和 60 年に成立した「男女雇用機会均等法」に基づき、看護婦免許の性差を撤廃する運動がなされてきた（国井治子，2001 a, b）。この動きの直接的契機は、保健婦職や看護職に男性が進出してきたことであったが、根本的には職業における男女性差の解消を目指したものと考えられる。その経過は清水嘉代子（2002）の報告にくわしい。またその背景として、長年、看護婦は医師に従属する医療従事者として一般に認識されてきたという事実があり、実は今回の名称変更は、今後の看護師の社会的地位向上に好結果を生むことも期待されていると考えられる。その反面、社会に定着した過去の「看護婦」イメージが簡単に改められるかどうかについては問題が多い。

「看護婦規則」は大正 4 年、内務省令第 3 号によって定められ（戦後、保健婦・助産婦・看護婦令として統一）、以後、看護婦の名称は慈恵会や赤十字を中心

とした長い歴史をもつので、新名称が定着するには時間がかかることが予想される。

本研究ではこの名称変更を卒業を控えた現役の学生がどのように受け止めているかを調査した。彼らは卒業後、最初の看護師となるべき立場にあり、この名称変更には関心があるものと考えられた。調査の結果、興味ある回答が得られたので報告したい。

## II. 対象と方法

藍野学院短期大学看護学科の卒業を控えた 3 回生 66 名を対象に、2002 年 3 月、アンケートによる質問を行い、回答を求めた。この 66 名中、男子学生は 5 名（7.6%）にすぎなかったため、全体的傾向は女子学生の意見を反映していると考えられる。

質問内容は次の 3 グループに分けられる（表 1, 2, 3）：（1）名称変更に関する自己認識、（2）社会的環境との関連における名称変更の自己認識、（3）名称変更に伴う業務内容の変化。各グループには 5 ないし 10 の質問事項を設けた。なお、質問はグループ別

\* 藍野学院短期大学

にせず適宜配列した。

各グループの個々の質問内容に対し、(1) 非常にそう思う、(2) そう思う、(3) 時々そう思う、(4) 全くそう思わない、(5) 無回答、のいずれかの回答を求めた。

### Ⅲ. 結 果

最初に、今回の名称変更が行われた理由を知っているか、という質問を行ったところ、ほとんどの学生が知っており、理由を知らなかった者は7名(10.6%)にすぎなかった。すなわち、ほぼ90%の学生は名称変更についての情報をなんらかの方法で得ていたと思われる。3グループの質問に対する学生の回答を表1、2、3にまとめた。

まずグループ(1)の名称変更に関する自己認識についてみると、全体的には名称変更を肯定的に受け止めていた(表1)。おそらくその背景には男女機会均等の思想が若い学生に定着しており、看護学生に女性のみならず男性の学生が増加しつつある、という現状が反映されていると考えられる。名称変更により看護師として誇りを持てる、という回答の内容ははっきりしないが、今後、看護師の希望者が増える、と考える学生が多かったことは、この名称変更を歓迎することを示しているであろう。しかし、看護師と呼ばれることに抵抗感を持つ者がかなり多かった(48名、

72.7%)。伝統的な“白衣の天使”のイメージが壊れる、という恐れをもつからであろうか。看護師という名称には優しいイメージがもてるか、という問いには否定的な回答が多く(37名、56.1%)、固いイメージが感じられる、の問いに「非常にそう思う」と「そう思う」と答えた者(19名、28.7%)は比較的少数であった。このように優しくもなく固くもないという結果は、看護学生たちが新名称に複雑な感慨を持っていることを示しているようである。

次に(2)の、名称変更と社会環境の関連における自己認識についてみると、この名称変更は少なくとも外面的には地位向上につながると認識している者が多いことを示している(表2)。それが一種の希望的観測であることは、とくに医師と同地位に見られるか、という問いに否定的な回答が多い(31名、47.0%)という結果から推定できる。さらに、看護婦は医師に従属する職業、という社会的評価が従来定着していたのが、名称変更によって地位は今までと同じで可能性はあまり期待していない(58名、87.9%)、という回答が多いことは、彼らの複雑な心境を反映している。

ところが、いちばん身近な患者からの印象が変わるという問いには、学生が肯定的に受け止めている(55名、83.4%)。また、名称に関係なく自分の仕事ができる、と考える者が少ないことも(6名、9.0%)、看護は医師の指示によって行う、という医療法の規定によるものと考えられる。

表1 名称変更に関する自己認識

	非常にそう思う	そう思う	時々そう思う	全く思わない
1. 名称変更は好ましい	17 (25.8)	19 (28.8)	20 (30.3)	10 (15.1)
2. 職業名として適切である	8 (12.1)	22 (33.3)	20 (30.3)	16 (24.3)
3. 男女平等の名称になることはよい	22 (33.3)	26 (39.4)	11 (16.7)	7 (10.6)
4. 自分の抱くイメージが高まった	8 (12.1)	7 (10.6)	27 (40.9)	24 (36.4)
5. 名称変更でこの職を変えたい	1 (1.5)	2 (3.0)	0 (0)	63 (95.5)
6. 看護師の志望者が増える	28 (42.4)	21 (31.8)	8 (12.1)	9 (13.7)
7. 名称変更最初の看護師として誇り	15 (22.7)	18 (27.3)	15 (22.7)	18 (27.3)
8. 看護師という名称は優しいイメージ	0 (0)	3 (4.5)	26 (39.4)	37 (56.1)
9. 看護師という名称は固いイメージ	6 (9.0)	13 (19.7)	20 (30.3)	27 (41.0)
10. 看護師と呼ばれることに抵抗感	33 (50.0)	15 (22.7)	13 (19.7)	5 (7.6)

N=66 ( )%

表2 社会環境と自己認識

	非常にそう思う	そう思う	時々そう思う	全く思わない	無回答
1. 名称変更で患者の印象が変わる	38 (57.6)	17 (25.8)	10 (15.1)	1 (1.5)	0
2. 他の医療従事者の認識が高まる	24 (36.4)	24 (36.4)	12 (18.2)	6 (9.0)	0
3. 変更によって医師と同地位に見られる	0 (0)	4 (6.0)	31 (47.0)	31 (47.0)	0
4. 変更しても地位は今までと同じ	30 (45.5)	28 (42.4)	3 (4.5)	5 (7.6)	0
5. 責任ある職業という印象が強い	27 (40.9)	16 (24.3)	14 (21.2)	9 (13.6)	0
6. 社会の人の見方が高まる	15 (22.7)	26 (39.4)	17 (25.8)	8 (12.1)	0
7. 自分の職業を堂々と言える	5 (7.6)	9 (13.6)	22 (33.3)	30 (45.5)	0
8. 名称に関係なく自分の仕事ができる	3 (4.5)	3 (4.5)	19 (28.8)	40 (60.6)	1 (1.6)

N=66 ( )%

表3 業務内容

	非常にそう思う	そう思う	時々そう思う	全く思わない	無回答
1. 求められる学歴が高くなる	7 (10.6)	16 (24.2)	24 (36.4)	19 (28.8)	0
2. 他の医療チームと関係を持ちにくい	3 (4.5)	1 (1.6)	9 (13.6)	53 (80.3)	0
3. これまで以上に業務が拡大する	27 (40.9)	18 (27.3)	16 (24.2)	4 (6.0)	1 (1.6)
4. 社会のニーズは変わらない	8 (12.1)	11 (16.7)	26 (39.4)	21 (31.8)	0
5. 将来給料が高くなりそうである	38 (57.6)	21 (31.8)	5 (7.6)	2 (3.0)	0

N=66 ( )%

グループ(3)の、看護業務が名称変更によって変わるかどうかについて見ると、名称変更により、かえって看護師に対する要求、たとえば高学歴が求められる(23名, 34.8%)と考える学生は必ずしも多くない。一方、業務が拡大する(45名, 68.2%), と危惧をもつ者はかなりいた。その結果として、生活に関わる給与については学生が名称の変更によって大きく期待していることがわかった(59名, 89.4%) (表3)。

#### IV. 考 察

今回の名称変更はすでに実施され、元へ戻すことはできない。すなわち、看護職に従事する者の公式名は今後「看護師」と決められたわけで、公式文書に職名を記すときは「看護婦」でなく「看護師」と書かなくてはならない。従来の「婦長」は「看護師長」である。「名は体を表す」といわれるから、今回の名称変更の目的は本来、職業上の性差をなくすことが目的のはずであったが、同時に従来の看護婦の地位向上を目指し、さらに医師との関連において看護師の職務内容の改革、そしてその背景としては男女平等と職業差別廃止の思想も改称の目的の背景にあると思われる。

今回の調査結果から単純な結論を出すことは困難であった。しかし、回答結果をみると、この名称変更には社会的、歴史的背景が深く関わっていることが想像でき、問題の本質が単なる「名称」の問題だけでないことを示している。そこには看護学生の主観がさまざまに矛盾すらはらんで錯綜しているだけでなく、家庭や周囲の、いわば患者の立場にある人たちとの関係が影響しているように思われる。その意味においてはグループ(1)と(2)の設問は相互に関係していると思わなくてはならない。すなわち、名称変更を「好ましい」とする理由としては単に自己認識のみならず、環境との関係、すなわち(2)の要因にかかわっていると考えられる。とくに、看護師という名称は優しいイメージ、に対して否定的な回答が非常に多く、固いイメージ、という問いにも否定的な結果であったことは、「抵抗感」があるという回答と関連しているように思

える(表1)。すなわち、過去の「白衣の天使」像が学生にも根付いていることは否定できないようである。テレビドラマなどでは看護婦という表現の代わりに看護師という名が用いられないで、英語の発音どおりに「ナース」という語が用いられることが多い。これも、「看護師」が若い、優しい天使のイメージと調和しないからかも知れない。

男女平等の観点は名称変更に必要な要素となっていることは回答からも推察される。もともと看護職への男性参加による男女職業均等という思想からこの名称変更の動きが始まったが、その基本には戦後の民主主義運動、職業差別、とくに男女差別撤廃の思想が強く反映されたものと考えられる。一般社会における名称変更は米国において多くの職名に改称が行われ、男女の区別を廃止する運動がおこった。たとえばmanを語尾にもつ語を改める動きがおこった。chairmanをchairpersonとするごときである。しかし、実際にはこれらの新呼称はほとんど用いられないという。このように新呼称は形式的死物にすぎないという現実もある。

男性看護職がしだいに増加しつつある現状において、新名称実施前には彼らを「看護婦」と呼ぶことはできないので、病院によっては男性を「看護士」と呼んでいた。名称の問題には困難な側面があり、たとえば男女とも「栄養士」で、「栄養師」ではないが、「美容師」は「美容士」とは言わない。また、この両者の職業は独立しているものの、医療法に基づいて医師の指示を受ける「看護師」は、美容師、栄養士とは業務内容が大きく異なる面がある。したがって、「婦」か「師」かによる差は実体と無関係であるという印象をもつ看護学生の印象は当を得ているかも知れない(表2)。とくに看護婦あるいは看護師と医師の社会的、業務的關係は困難な問題を含んでいる。「医師」に対し「看護婦」でなく「師」とすれば師と師は対等であるという思想があるかも知れない。しかし、重要なのは、業務が医療である限り、医師と同様に看護婦あるいは看護師は「患者の立場」を最優先することが大切である。実際、看護学生の回答を見ても、名称変更

よって業務内容が大幅に変化すると考えている者は少なく、かえって業務内容が拡大すると恐れている者も多い（表3）。それは「社会のニーズは変わらない」に肯定的回答が多い事実（表3）に反映されていると思われる。これは、業務内容が拡大すれば社会のニーズである「患者に満足な援助」はそれに当てる時間が足りなくて十分実施できない。そこには、援助が事務的となって習慣化してしまうため、看護師の人間的な成長もなければ、専門職としての自覚も生まれない。

以上のような観点からすれば、名称変更の最大の利点は世間的な男女均等という側面のみならず、大部分が男性である医師との職業上における対等関係に近付きたい、という願望が実施される見通しが大きいことかも知れない。女性の自立性を育てるとすれば、専門職の相対的高学歴は事務職の一般職よりは、はるかに自分の仕事の進め方に関する裁量権に恵まれている（熊沢 誠，2001）。すなわち、医療制度が現状と変わらないならば、医療法に基づく医師と看護師の、一定の範囲で指示者と被指示者の関係は避けられず、それは労働者としての職務のみならず、患者優先という医療の本質の問題が関係している。本来、医師と看護師は互に対抗する関係でなく、協力する関係である。医師は診断・治療をする立場であり、看護師は医師に協力して患者のケアをする立場である。患者の立場から見れば、古くから「白衣の天使」という表現があるように、医師の医療を補う、女性らしい優しさをもったケアを患者が求めるのはごく自然なことである。

看護婦の地位が医師より低いという一般的理解があったとすれば、その一因は開業医院等における準看護婦制度に起因する可能性がある。近代社会成立以来、職種の違いにはおのずから階級が伴い、両者は関連しながら現代に至っている。その典型的な例は患者に対する医師と看護師の関係であろう。大学における職階と業務、学生との関係もこれに似ている。ややもすれば医師と旧看護婦の一方的従属関係があったという過去の状況は改善されるべきであるが、医療の場合、生命を預ける患者の立場が最優先されることは、看護に携わる者が名称の如何にかかわらず深刻に認識すべきことであると考えられる。名称が変わっても業務内容が変わらないとすれば、改称によって本人の看護者としての自覚を深めることが求められる。また、看護教育の視点から、看護独自の機能について学生の意識を高めることの必要性を思い知らされた。「名称に関係

なく自分の仕事ができる」という質問は看護の仕事が名称変更に関係なくできるのかと具体的に問うことが必要であったと考えられる。全体的には、名称の変更の具体的なイメージができないことや、臨床場面の体験の少ない学生が、考えながら回答することには、限界が生じることも事実である。

“師”とは辞典によると（1）学問・技芸を教授する人、師匠、先生、（2）僧侶、伝道者など宗教上の指導者、（3）専門の技術を職業とする者（医師、美容師）、など看護師はこの（3）に該当するのであろうが、“師”の基本は（1）に基づくと考えられる。アメリカの看護界で叫ばれているナースの質的向上（増田芳雄・堺 俊明，2000）を日本の看護師も参考にし、看護師がその職の本質をさらに探求し、向上することが望まれる。今後、「名は体を表す」より「体は名に反映される」ことを本研究の結びとして望みたい。

なお、本研究は卒業を控えた在学中の看護学生を対象として調査したものである。今後は現職の看護師を対象とした調査、さらに看護師の協力のもとに医療に当たる医師、そして医療と看護を受ける患者を対象にした調査も試みる必要がある。

#### 謝 辞

本報告執筆にあたり、討論して頂き、またいろいろとご示唆を頂いた学長・堺 俊明先生、副学長・野村公寿先生、客員教授・増田芳雄先生に感謝いたします。

#### 文 献

- 熊沢 誠：女性労働と企業社会，岩波新書，147-148，2001
- 國井治子：看護職名称改正と助産婦問題について，看護53：20-21，2001
- 國井治子：保健婦助産婦看護婦法改正について，男子の助産婦資格化と欠格条項の見直し，看護53：30-31，2001
- 増田芳雄，堺 俊明：看護学雑誌「Nursing Research」(NR)の編集長 Florence S. Downs 博士による“Editorial”から見たアメリカにおける看護学，看護研究の実状について，藍野学院紀要14：101-119，2000
- 佐瀬一男，尾熊治郎他：女性学へのプレリュード，北樹出版，152-186頁，1995
- 清水嘉代子：保健師・助産師・看護師・準看護師の誕生まで，連盟通信445，2001